

答申第 205 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 1 月 9 日付けで諮問された国体スケート・アイスホッケー競技会旅費等一部非公開の件（諮問第 169 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の国体スケート・アイスホッケー競技会旅費執行伺票及び支出命令票並びに平成 10 年度国体旅費執行伺票及び支出命令票等のうち、職員の級及び号給並びに選手及び監督の住所を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成 12 年 12 月 22 日付けで、特定の国体スケート・アイスホッケー競技会旅費執行伺票及び支出命令票並びに平成 10 年度国体旅費執行伺票及び支出命令票等(以下「本件請求文書」と総称する。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第 5 条第 1 号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書(以下「本件行政文書」という。)の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書名称	非公開情報
旅費請求書	職員の級及び号給
派遣旅費の受領領収書	選手及び監督の住所
派遣旅費の受領委任状	同上
宿泊実績報告書	同上
選手団名簿	同上

(2) 一部非公開部分について

職員の級及び号給並びに選手及び監督の住所は、個人に関する情報であるため、条例第 5 条第 1 号の規定に基づき非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書に記載された職員の級及び号給並びに選手及び監督の住所は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識

別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、ただし書イの慣行として公にされ若しくは公にすることが予定されている情報又はただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、イ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

本件行政文書に記載された職員の級及び号給は、容易に取得し得る他の情報と照合することにより、特定個人の所得を推測できる情報である。したがって、当該情報は、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員個人の私的側面を有する情報というべきであり、「公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」とは認められず、同号ただし書ウには該当しないと判断する。

また、選手及び監督の住所は、同号ただし書ウに該当しないことは明らかである。

(3) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の可否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成13年 1月 9日	諮問
2月 6日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3月14日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3月16日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成16年 8月 5日 (第37回部会)	審議
10月12日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
10月26日 (第39回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年12月20日現在)(五十音順)